

静岡空港制限表面に係る設置予定物件審査票

年 月 日

担当者名

区 分	内 容 等
1 照会依頼者	住 所 氏 名 電話番号
2 物件の設置者	住 所 氏 名
3 物件の設置場所	
4 物件の名称	
5 物件の地上高	避雷針を（含む、含まない）高さ m (A)
6 設置場所の海拔高	m (B)
7 空港基準点からの距離	（着陸帯 12・30 末端・着陸帯長辺 東側・西側・標点）から m (C)
8 設置場所の制限表面	<input type="checkbox"/> 進入表面 <input type="checkbox"/> 転移表面 <input type="checkbox"/> 水平表面
9 空港基準点の海拔高	m (D)
10 物件高と制限高の算出	<p>(1) 物件の地上高 (A) + 設置場所の海拔高 (B) = 物件高 (E)</p> $m (A) + m (B) = m (E)$ <p>(2) 制限高</p> <p>ア 空港基準点を 0 とした場合</p> <p>(ア) 水平表面 45 m (F)</p> <p>(イ) 進入表面 $m (C) \times 1 / 50$ (勾配) = m (F)</p> <p>(ウ) 転移表面 $m (C) \times 1 / 7$ (勾配) = m (F)</p> <p>イ (F) + 空港の基準点の海拔高</p> $m (F) + m (D) = m (G)$
11 制限高と物件高の差	<p>○制限高 (G) - 物件高 (E) = 余裕高</p> $m (G) - m (E) = m$ <p>○物件高 (E) - 制限高 (G) = 抵触高</p> $m (E) - m (G) = m$
12 審査結果及び問題点	<p>(1) 照会物件は、制限高に対し、 m の余裕がある。</p> <p>(2) 照会物件は、制限高に対し、 m の余裕がなく、航空 法第 51 条の第 2 項に該当するので、航空障害灯を設置する</p>

	<p>必要がある。</p> <p>(3) 照会物件は、制限高に対し、 mの余裕はあるが、航空機の航行の安全を著しく害する恐れがあり、航空法第51条の第3項により航空障害灯を設置する必要がある。</p> <p>(4) 照会物件は、(進入表面、転移表面)の制限高に m抵触し、法律違反となるので、設計変更をするよう指導する必要がある。</p> <p>(5) 照会物件は、水平表面から m突出するので、計画を変更するか、又は設置許可申請を行うよう指導する必要がある。</p> <p>(6) 設置後、航空機の運航に支障 (はない。) (がある。)((3) 関連) (支障がある理由)</p> <p>(7) 空港の将来計画に関し、問題 (はない。) (は現段階では不明。) (がある。) (問題事項)</p> <p>(8) その他の問題点 (航空保安無線施設への影響等)</p>
13 その他	(注意点) 制限高を超える可能性がある場合は、現地の海拔高(標高)について、測量士の測定資料の添付が必要である。